

| | | |
|---|------|-------------------------------|
| 総合計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り |
| | 政策名 | 4 産業を担う人づくり |
| | 施策名 | 1 農林水産業の新たな担い手の育成 |
| 基本事務事業名 | | 農外企業の参入促進 |
| 事業名 | | 企業参入促進事業 |
| 1. 趣旨 | | |
| <p>担い手の高齢化や零細な経営規模による生産性の低さから農業産出額の低迷が続いている中、企業の持つ経営力や資本力を農業経営に活かし、新たな農業経営体を育成するとともに、地域の農業者と生産や加工・販売を協働する新たな産地づくりを目指す企業の農業参入を促進し、地域農業の再構築を図る。</p> | | |
| 2. 事業概要 | | |
| (1) 企業参入推進事業 | | |
| <p>企業の農業参入をより積極的に推進し、地域農業の中核となりうる経営体を育成するため、県が企業訪問・相談対応から参入支援まで行う。</p> | | |
| (2) 農業参入意向企業調査研究支援事業 | | |
| <p>企業が農業参入前に行う調査・研究・技術習得に要する経費の1/2以内を無利子貸付する。(返還免除制度あり) ・貸付上限額 1,500千円</p> | | |
| (3) 企業参入促進整備事業 | | |
| <p>企業あるいは企業が新たに設立した子会社・関連会社、または県内に参入する県外企業が、農業参入するため農業生産及びその加工・販売に必要な施設・機械を整備する場合その経費を助成する。</p> | | |
| <p>・上限事業費 担い手確保型 30,000千円 産地づくり型 共同生産出荷タイプ 50,000千円 契約取引タイプ 100,000千円</p> | | |
| <p>※共同生産出荷タイプは新規栽培農家2戸以上と共同で生産出荷するもの。 契約取引タイプは3年(永年性作物は5年)以内に周辺農家5戸相当から生産物を受入れ、加工又は販売を行うもの。</p> | | |
| <p>・補助率 1/3以内</p> | | |
| (4) 企業参入促進資金 | | |
| <p>企業又は企業が新たに設立した子会社・関連会社等が、農業参入するため施設・機械の整備に伴って借入れる資金及び運転資金について、利子補給を行う。</p> | | |
| 〔貸付限度額〕 | | |
| ○担い手確保型 | | |
| <p>・企業参入促進整備事業を実施する企業 補助残相当額の80%(認定農業者並企業は100%)及び運転資金10,000千円</p> | | |
| ○産地づくり型 | | |
| <p>・企業参入促進整備事業を実施する企業 補助残相当額の80%(認定農業者並企業は100%)及び運転資金20,000千円</p> | | |
| ○強い農業づくり交付金事業等の実施主体で一定の要件を満たす企業 | | |
| <p>補助残相当額の80%(認定農業者並企業は100%)〔上限66,670千円〕及び 運転資金10,000千円</p> | | |
| ○融資単独 | | |
| <p>・企業参入促進整備事業の要件を満たす企業 50,000千円(このうち運転資金は10,000千円まで)</p> | | |
| <p>・企業参入促進整備事業等の一定の要件を満たす企業 運転資金10,000千円</p> | | |
| 〔融資率〕 80%(認定農業者並企業については100%) | | |
| 3. 事業実施主体 | | 企業等、県 |
| 4. 当初予算額 | | 164,764千円 |

| | | |
|---|------|------------------------------|
| 総合 計画 | 政策の柱 | I 活力と働きを生み出す産業が力強く展開する島根の国造り |
| | 政策名 | 4 産業を担う人づくり |
| | 施策名 | 1 農林水産業の新たな担い手の育成 |
| 基本事務事業名 | | 新規就農者確保・育成事業 |
| 事業名 | | 新規就農者確保事業 |
| <p>1. 趣旨</p> <p>本県農業の維持・発展を図っていくために、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっており、その支援策について積極的な取り組みが必要となっている。しかしながら、新規就農者が、営農を開始する場合、農地の確保、技術不足、資金不足、農業経営や生活に係わる事項等が不安要素となっており、これらを総合的に解決するため、市町村や農業協同組合等の関係団体と一体となった対策を展開する。</p> | | |
| <p>2. 事業概要</p> <p>(1) 認定就農者研修受入体制整備事業</p> <p>1) 事業内容 認定就農者が就農計画に基づいて実施する技術経営研修受入先を育成・確保し、就農に必要な技術習得を円滑かつ効果的に実施するために研修受入農家等に対して支援をおこなう。</p> <p>2) 研修受入謝金 月額 25,000 円 × 研修受入月 (平成17年度までに認定した就農計画に係るものに限る)</p> <p>(2) 青年農業者初期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容 認定就農者の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の 1 / 2 を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 市町村に対する貸与月額 1 年目 月額 50 千円以内 (I ターン者等 25 千円以内を上乗せ) 2 年目 月額 40 千円以内 (I ターン者等 20 千円以内を上乗せ)</p> <p>3) 貸与期間 24 ヶ月以内</p> <p>(3) 就農施設等整備事業</p> <p>1) 事業内容 農業経営を開始するために必要な就農施設機械等を整備し、又は素畜を導入し、あるいは果樹等を植栽する事業等に対し、その事業費を補助する。</p> <p>2) 県補助率 1 / 3 以内</p> <p>3) 事業主体 認定就農者</p> <p>(4) 就農支援資金</p> <p>1) 事業内容 青年等就農法により知事の認定を受けた認定就農者及び認定農業者に対し、農業の技術や経営方法を修得するための研修や就農のための準備、農業経営の開始に係る施設機械等の整備に必要な資金を無利子で貸与する。</p> <p>2) 資金の種類：就農研修資金 就農準備資金 就農施設等資金(認定就農者のみ)</p> <p>3) 貸付方法：国 2 / 3、県 1 / 3 の負担割合で特別会計に造成した原資をしまね農業振興公社及び融資機関に貸付け、それから認定就農者等に貸与する。</p> | | |
| <p>3. 事業実施主体</p> <p>県、しまね農業振興公社、融資機関</p> | | |
| <p>4. 当初予算額</p> <p>一般会計：67,464 千円 特別会計(就農支援資金県の貸付金貸付枠)：70,000 千円</p> | | |

| | | |
|---|------|-------------------------------|
| 総合 計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り |
| | 政策名 | 5 経営の安定強化の支援 |
| | 施策名 | 1 農林水産業の経営安定強化の支援 |
| 基本事務事業名 | | 担い手の育成 |
| 事業名 | | しまね型経営体育成事業 |
| 1. 趣旨 | | |
| <p>平成19年度から導入される「品目横断的経営安定対策」の対象となりうる経営体の育成・確保を図る。</p> | | |
| 2. 事業概要 | | |
| <p>(1) 集落型経営体育成支援事業費</p> <p>特定農業団体等の設立を支援するため、農地の集積に対して助成する。</p> <p>①補助率 定額(組織のタイプにより10a当たり3千円、5千円、8千円)</p> <p>②対象者 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織で、品目横断的経営安定対策への加入が確実な団体(組織)</p> | | |
| <p>(2) あぐりサポート経営体育成促進事業費</p> <p>JA出資法人に対する出資支援を行うため、財団法人しまね農業振興公社が実施する金銭出資事業に対して無利子資金を貸し付ける。</p> <p>①貸付先 財団法人しまね農業振興公社</p> <p>②出資先 JA出資法人</p> <p>③貸付金額 36,000千円</p> | | |
| <p>(3) 担い手育成促進資金貸付事業費</p> <p>民間融資機関が集落営農組織に対して短期の運転資金を融通するために、民間融資機関に無利子資金を貸し付ける。</p> <p>①貸付金額 54,054千円(融資枠の1/1.85)</p> <p>②貸付先 民間金融機関(信連(農協)、銀行、信金)</p> | | |
| 3. 事業実施主体 | | |
| <p>(1) 特定農業団体等</p> <p>(2) 財団法人しまね農業振興公社</p> <p>(3) 民間金融機関</p> | | |
| 4. 当初予算額 | | |
| 120,254千円 | | |

| | | |
|--|------|-------------------------------|
| 総合 計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り |
| | 政策名 | 5 経営の安定強化の支援 |
| | 施策名 | 1 農林水産業の経営安定強化の支援 |
| 基本事務事業名 | | 担い手の育成 |
| 事業名 | | いきいき集落営農推進事業 |
| <p>1. 趣旨</p> <p>中山間地域等、担い手育成の困難な地域で、経営体として自立できる集落営農組織等の育成を図るため、集落営農組織の法人化を進めることにより、地域における早期の担い手育成・確保を図る。</p> | | |
| <p>2. 事業概要</p> <p>(1) 集落営農組織育成対策事業費</p> <p>特定農業法人の設立を推進するため、こうした組織が必要な機械・施設に対し助成する。</p> <p>①補助率 3分の1以内</p> <p>②対象者 新たに法人化した集落営農組織（特定農業法人）</p> <p>③補助対象 a. 施設整備 b. 機械整備（基幹作業用機械）</p> <p>(2) 集落営農組織育成推進支援事業</p> <p>G I S利用による一筆マップ作成支援ソフトを活用して、集落の営農発展・継続に向けたランドデザイン作成を支援する。</p> | | |
| <p>3. 事業実施主体</p> <p>県</p> | | |
| <p>4. 当初予算額</p> <p>38,201千円</p> | | |

| | | |
|---------|------|-------------------------------|
| 総合計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り |
| | 政策名 | 5 経営の安定強化の支援 |
| | 施策名 | 1 農林水産業の経営安定強化の支援 |
| 基本事務事業名 | | 中山間地域等直接支払事業 |
| 事業名 | | 中山間地域等直接支払事業 |

1. 趣旨

平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止することにより、国土の保全・水源の涵養・良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、農業者等に直接支払を実施する。

2. 事業概要

平地地域と中山間地域等との農用地の生産条件の格差等に対し、下記のとおり交付金を交付する（平成17年度～21年度）。

なお、耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定するとともに、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。

(1) 対象地域及び対象農用地

次の要件を満たす農用地区域内に存する1ha以上のまとまりのある農用地

- ① 過疎、離島、半島、山村振興、特定農山村の各地域振興立法の指定地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地
- ② 上記①以外で、島根県中山間地域活性化基本条例で規定する地域においては、急傾斜農用地及びこれに連坦する緩傾斜農用地
- ③ 上記①及び②以外で、農林統計上の中山間地域においては、急傾斜農用地

(2) 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、JA、生産組織等を含む。）

(3) 交付単価

(円/10a)

| 区分 | 田 | | 畑 | | 草地 | | 採草放牧地 | |
|------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 基礎単価 | 体制整備単価 | 基礎単価 | 体制整備単価 | 基礎単価 | 体制整備単価 | 基礎単価 | 体制整備単価 |
| 急傾斜 | 16,800 | 21,000 | 9,200 | 11,500 | 8,400 | 10,500 | 800 | 1,000 |
| 緩傾斜等 | 6,400 | 8,000 | 2,800 | 3,500 | 2,400 | 3,000 | 240 | 300 |

※基礎単価：最低限の農地管理活動等を実施、体制整備単価：加えて一定の要件を満たす活動を実施

(4) 加算単価（特に積極的な活動を実施する場合に加算）

(円/10a)

| 区分 | 田 | 畑 | 草地 | 採草放牧地 |
|-----------|--------|-----|-----|-------|
| 土地利用調整加算 | 500 | 500 | — | — |
| 規模拡大加算 | 1,500 | 500 | 500 | — |
| 耕作放棄地復旧加算 | 1,500 | 500 | 500 | — |
| 法人設立加算 | 特定農業法人 | 750 | 750 | 750 |
| | 農業生産法人 | 600 | 500 | 500 |

※法人設立加算の上限（特定農業法人：100千円/年、農業生産法人：60千円/年）

3. 事業実施主体

市町村

4. 当初予算額

1,432,167千円

【農業経営課】

〔その他事業〕

| | | | | |
|--------------|------|-------------------------------|--|---------|
| 総合 計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り | | |
| | 政策名 | 2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進 | | |
| | 施策名 | 2 農林水産業の生産力の向上支援 | | |
| 基本事務事業名 | | 改良普及員による普及活動事業 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 農業改良普及事業 | | 32,607千円 | <ul style="list-style-type: none"> 普及活動の実施 農業普及員の資質向上 普及活動外部評価の実施 | 県 |
| 基本事務事業名 | | 干拓地における営農の定着推進 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 中海干拓営農センター業務 | | 7,569千円 | <ul style="list-style-type: none"> 干拓地の作目に関する実証・展示 干拓農家に対する営農支援 研修の運営 | 県 |
| 基本事務事業名 | | 農業従事者の資質向上 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 中核的農業者資質向上事業 | | 7,411千円 | <ul style="list-style-type: none"> 担い手農業者に対し、新技術導入などにより、課題解決や経営改善を図る。 | 県 |
| 青年農業者資質向上事業 | | 2,643千円 | <ul style="list-style-type: none"> 青年農業者の資質向上を図り、将来の農業・農村の中心的な役割を担う人材を育成する。 | 県 公社 |

| | | | | |
|---------------|------|-------------------------------|--|-----------------|
| 総合 計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り | | |
| | 政策名 | 4 産業を担う人づくり | | |
| | 施策名 | 1 農林水産業の新たな担い手の育成 | | |
| 基本事務事業名 | | 農業大学校における新規就農者確保事業 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 農業大学校における教育研修 | | 29,154千円 | <ul style="list-style-type: none"> 研修教育の実施 短期研修事業の実施 奨学金の貸付 | 県 |
| 基本事務事業名 | | 新規就農者確保・育成事業 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 就農促進活動事業 | | 21,782千円 | <ul style="list-style-type: none"> 本県農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から就農初期段階までの幅広い支援を行う。 | 公社 県 市町村等 |

| | | | | |
|------------------|------|-------------------------------|--|--------|
| 総合計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り | | |
| | 政策名 | 5 経営の安定強化の支援 | | |
| | 施策名 | 1 農林水産業の経営安定強化の支援 | | |
| 基本事務事業名 | | 担い手（認定農業者）の育成 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 農業制度資金融資事業 | | | | |
| 農業改良資金貸付事務 | | 58,145千円 | <p>・新たな農業部門又は加工事業の経営の開始、新たな生産方式又は販売方式の導入により経営改善を図ろうとする農業者等に対し、県又は融資機関が資金を無利子で貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。</p> <p>【融資枠 5千万円】</p> | 県 |
| 農業近代化資金等利子補給事業 | | 43,799千円 | <p>・意欲と能力をもって農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融通する農協等金融機関に対して利子補給を行い、農業者の利子負担を軽減し、農業経営の近代化及び農業負債の軽減を図る。</p> <p>【融資枠 7億円】</p> | 県 |
| 農業経営改善促進資金貸付事務 | | 50,000千円 | <p>・認定農業者の経営改善計画に必要な運転資金を低利で円滑に融通するため、県がその原資の一部を造成（島根県農業信用基金協会に無利子貸付）し、金融機関と協調融資を行う。</p> <p>【融資枠 4億円】</p> | 県 |
| 農業経営基盤強化資金利子補給事務 | | 10,300千円 | <p>・農林漁業金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる認定農業者に対し、利子補給を行うことにより、認定農業者の経営改善計画の達成を支援し、効率的・安定的な農業経営体の育成に資する。</p> <p>【融資枠 15.5億円】</p> | 県 |

| | | | | |
|---------------------------|------|-------------------------------|---|---|
| 総合 計画 | 政策の柱 | I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り | | |
| | 政策名 | 5 経営の安定強化の支援 | | |
| | 施策名 | 1 農林水産業の経営安定強化の支援 | | |
| 基本事務事業名 | | 担い手（認定農業者）の育成 | | |
| 事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 農業制度資金出 えん事務 | | 6,551千円 | <ul style="list-style-type: none"> 農業近代化資金等の農業制度資金を借り入れた農業者に対し債務保証を行う島根県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に出えんを行い、農業者への資金融通の円滑化を図る。 <p>【対象融資枠：14.5億円】</p> | 県 |
| 担い手の総合支援 | | | | |
| 担い手育成支援事業 | | 19,659千円 | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、農業法人、集落営農組織等地域農業の担い手を育成するため、経営改善、経営基盤確保に向けた総合的な支援を実施する。 | 県担い手育成 総合支援協議会 地域担い手育 成総合支援協 議会 |
| 企業的農業法人育 成推進利子補給事 務 | | 5,254千円 | <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）に対して利子補給を行う。 | 県 |
| 担い手法人育成対 策利子補給事業 | | 566千円 | <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）に対して利子補給を行う。 <p>【融資枠 3億円】</p> | 県 |
| 農地利用の集積促進 | | 54,900千円 | <ul style="list-style-type: none"> 農地保有合理化促進事業や農地流動化事業等の支援を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者等への農用地の集積を図る。 | 県 しまね農業振 興公社 市町村公社 市町村 |